

府中市 地区計画ガイド 03

多磨町一丁目住宅地区

決定年月日	平成 15 年 11 月 18 日
名 称	多磨町一丁目住宅地区地区計画
位 置	府中市多磨町一丁目地内
面 積	約 1.7ha



- ☆ 地区計画とは、みなさんがお住まいの身近な生活空間について、建築物の建て方のルールや道路、公園などの配置等を地区単位で定める都市計画です。詳しくは「地区計画活用の手引き」をご覧ください。
- ☆ この「府中市地区計画ガイド」は、府中市内における地区計画の事例を紹介するものです。詳細は府中市都市整備部計画課に備え置く指定図書を縦覧してください。
- ☆ 地区計画の区域内で、下記に示すような行為を行う場合には、事前に「届出」が必要です。確認申請の前で、行為着手の30日前までに届出をしてください。
 - (1) 土地の区画形質の変更
 - (2) 建築物の建築又は工作物の建設
 - (3) 建築物等の用途の変更
 - (4) 建築物等の形態又は意匠の変更
- ☆ 問合せは、府中市役所7階都市整備部計画課までお願いします。
電話：042-335-4334 E-mail：tosikei01@city.fuchu.tokyo.jp

□建築物等に関する事項□□□□□□□□

<p>建築物等の用途の制限</p>	<p>下記のもの以外の建築物は、建築できない。 1. 一戸建ての住宅、二戸長屋 2. 前号の建築物に付属する物置その他これに類するもの。</p>
<p>建築物の敷地面積の最低限度</p>	<p>125 m²</p>
<p>壁面の位置の制限</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、次に掲げるものとする。 計画図に示す制限アが定められている部分：敷地境界線から 0.7m 以上後退させる。 計画図に示す制限イが定められている部分：区域境界線から 1.0m 以上後退させる。 その他の部分：隣地境界線から 0.5m 以上後退させる。</p>  <p>(緩和規定) ①物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く）で、軒の高さが 2.3m 以下で、かつ、床面積の合計が 5 m² 以内のもの。 ②自動車車庫で、軒の高さが 2.3m 以下のもの。</p>
<p>壁面後退区域における工作物の設置の制限</p>	<p>計画図に示す壁面の位置の制限アが定められている部分における壁面後退区域のうち、環境緑地の区域には、門・塀・その他の工作物は設置してはならない。</p>
<p>建築物等の高さの最高限度</p>	<p>・建築物の高さ 地盤面から 10m 以下 ・階数 2 階以下（地階を除く）</p>
<p>建築物等の形態・意匠の制限</p>	<p>建築物の屋根及び外壁等の色彩は、周囲の環境に調和した落ち着いたものとする。</p>
<p>かき又はさくの構造制限</p>	<p>生垣又は透過性のあるフェンスとしなければならない。 （門柱又は植栽柵及びフェンスの基礎となる高さ 0.4m 以下の部分は除く。）</p>